

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和4年5月13日

富山県知事 新 田 八 朗

道路番号	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の位置		指定年月日
			始点の地名地番	終点の地名地番	
1	8.21～ 8.80	116.55	黒部市飯沢 730 番3地先	黒部市飯沢 736 番2	令和4年 3月17日
2	5.04～ 6.10	48.60	黒部市飯沢 736 番2	黒部市飯沢 748 番5	令和4年 3月17日
3	4.00～ 4.50	22.23	黒部市山田新 1100	黒部市山田新 1100	令和4年 4月5日

富山県告示第199号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定により告示する。

令和4年5月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 海下 巧
- (2) 住所 高岡市東下関3番14号

2 契約の期間の始期

令和4年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

4 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づ

く精算払

富山県告示第200号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

船嶽土地改良区から申請のあった大野地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、令和4年4月27日適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和4年5月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

令和4年5月13日から

令和4年6月10日まで

3 縦覧の場所

富山市農林水産部農林事務所農地林務課

富山県告示第201号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営五ヶ用水地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年5月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

(3) 派遣業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納品場所

富山県が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することのできる者は、下記(1)から(7)までに掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令和4年富山県告示第138号。以下「告示」という。）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

(3) 優良派遣事業者認定制度（厚生労働省委託事業）において、優良派遣事業者として認定されている者であること。

(4) 富山県内に事務所を置く者であること。

(5) 官公庁（国及び地方公共団体）において、当該業務又は類似の業務を8か月以上にわたり相当量完了した実績を有していること。

(6) 次に掲げる届出を行っていること（当該届出の義務がある者に限る。）。)

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第5条第1項に規定する労働者派遣事業の許可を受けている者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により労働者派遣法第5条第1項の許可を受けたものとみなされた者及び改正法附則第6条第

1項の規定により労働者派遣事業を行うことができる者を含む。)であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札参加申込書(様式2)及び入札説明書で定める書類を4(2)に掲げる期限までに4(1)に掲げる場所に、持参又は郵便(提出期限までに必着のこと。)で提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札参加資格の確認は、入札参加申込書の提出期限の日現在の事実をもって行うものとする。ただし、同日において2の各号に定める入札に参加する者に必要な資格のすべてを満たしている者であっても、開札日時までに必要な資格を満たさなくなった場合は、入札に参加することができないものとする。
- (3) 入札参加資格の有無の確認の結果は、一般競争入札参加資格確認結果通知書により、令和4年5月23日(月)までに通知するものとする。この通知において、入札資格の有無が「有」とされた者以外の者は、入札に参加することができない。

4 入札参加申込書及び入札説明書

- (1) 入札参加申込書、入札説明書に定める書類の提出場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当する室課の名称)
〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県厚生部感染症対策課
電話 076-444-3556(直通)
- (2) 入札参加申込書及び入札説明書に定める書類の提出期限
令和4年5月19日(木)午後5時15分
- (3) 入札説明書等の配布
令和4年5月13日(金)から、入札説明書等を富山県ホームページ「感染症対策等の補助業務に係る労働者派遣業務に係る一般競争入札の実施について」からダウンロードすること。

5 入札方法及び日時、場所

- (1) 入札方法
出場入札

(2) 入札・開札日時及び場所

ア 日時 令和4年5月25日（水）午後3時

イ 場所 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課入札室

(3) 前号の入札の執行にあたっては、入札参加者は、3(3)により入札資格「有」とされた一般競争入札参加資格確認通知書の写しを必ず持参すること。

6 入札保証金に関する事項

免除する。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると富山県が認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入

札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書を作成するものとする。
- (2) その他詳細は、入札説明書による。
- (3) 議会により当事業の予算が否決された場合は、当事業は中止する。

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和4年3月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年5月13日

富山県監査委員 筱岡 貞郎
 富山県監査委員 永森 直人
 富山県監査委員 天坂 幸治
 富山県監査委員 高橋 正樹

1 監査対象箇所

監査年月日

厚生部	新川厚生センター	令和4年3月23日
同	中部厚生センター	令和4年3月14日
同	高岡厚生センター	令和4年3月23日
同	女性相談センター	令和4年3月2日
同	黒部学園	令和4年3月14日
同	砺波学園	令和4年3月28日
同	総合衛生学院	令和4年3月1日
同	心の健康センター	令和4年3月2日
農林水産部	西部家畜保健衛生所	令和4年3月1日
教育委員会	東部教育事務所	令和4年3月1日

監査対象箇所

監 査 年 月 日

教育委員会	泊 高 等 学 校	令和4年3月10日
同	魚 津 工 業 高 等 学 校	令和4年3月24日
同	上 市 高 等 学 校	令和4年3月23日
同	雄 山 高 等 学 校	令和4年3月14日
同	富 山 南 高 等 学 校	令和4年3月23日
同	小 杉 高 等 学 校	令和4年3月1日
同	大 門 高 等 学 校	令和4年3月1日
同	高 岡 西 高 等 学 校	令和4年3月17日
同	伏 木 高 等 学 校	令和4年3月11日
同	高 岡 南 高 等 学 校	令和4年3月2日
同	福 岡 高 等 学 校	令和4年3月18日
同	砺 波 高 等 学 校	令和4年3月1日
同	砺 波 工 業 高 等 学 校	令和4年3月9日
同	石 動 高 等 学 校	令和4年3月18日
同	南 砺 福 野 高 等 学 校	令和4年3月24日
同	南 砺 福 光 高 等 学 校	令和4年3月24日
同	新 川 み どり 野 高 等 学 校	令和4年3月18日
同	と な み 野 高 等 学 校	令和4年3月1日
同	し ら と り 支 援 学 校	令和4年3月18日
同	高 志 支 援 学 校	令和4年3月29日
同	ふ る さ と 支 援 学 校	令和4年3月9日
同	高 岡 聴 覚 総 合 支 援 学 校	令和4年3月2日
同	と な み 総 合 支 援 学 校	令和4年3月11日
公安委員会	魚 津 警 察 署	令和4年3月24日

監査対象箇所	監 査 年 月 日
公安委員会 滑 川 警 察 署	令和4年3月1日
同 上 市 警 察 署	令和4年3月7日
同 富 山 南 警 察 署	令和4年3月2日
同 富 山 西 警 察 署	令和4年3月1日
同 射 水 警 察 署	令和4年3月2日
同 高 岡 警 察 署	令和4年3月1日
同 砺 波 警 察 署	令和4年3月23日

2 監査対象年度

令和2年度及び令和3年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定に遅延しているものがあった。(3件)
- イ 現金領収に係る事務処理に誤っているものがあった。
- ウ 職員手当の支給に誤りがあった。
- エ 時間外勤務手当の支給に誤りがあった。(2件)
- オ 住居手当の支給に誤りがあった。
- カ 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあった。
- キ 過年度支出が生じた。
- ク 資金前渡となった給与の支給が遅れているものがあった。

ケ 交通事故による損害が生じた。(6件)

コ 車両の損傷による損害賠償があった。
